

令和6年度 第1回 東京・神奈川地区5国立大学法人  
公共工事入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和6年9月20日(金) 14:00~15:20 オンライン会議	
委員	委員長 林 静雄(大学名誉教授) 委員 清水 光(弁護士) 委員 竹内 啓博(公認会計士)	
審議対象期間	令和5年7月1日~令和6年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 資料7 個別審議案件一覧表に基づき、各大学の担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。
建設工事(小計)	4件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	3件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	2件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
一般競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<b>議事 1. 東京・神奈川地区 5 国立大学法人における発注状況等</b>	
<b>①東京・神奈川地区 5 国立大学法人において発注した建設工事について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし
<b>②東京・神奈川地区 5 国立大学法人において発注した設計・コンサルティング業務について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし
<b>③報告遅延について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし
<b>④指名停止等の措置状況について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし
<b>議事 2. 個別審査</b>	
<b>①審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし

意見・質問	回 答
②建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議について	
1) 随意契約（指名競争入札） 【東京医科歯科大学（湯島）A棟地下1階旧ERセンター撤去工事】	
一般競争入札から指名競争入札へ移行した経緯を詳しく教えていただきたい。	当初、一般競争入札で公告したが不調となり、再公告においても不落となった。同時期に入札を行った電気設備、機械設備は先行して業者が決まり撤去工事が行える状態であり改修後の病院オープン時期も決まっていたため、間に合わせるために、本学で工事实績のある業者を3者選定し先行して指名競争入札を行った。
指名競争を選択せざるを得なかった理由をご説明いただきたい。	再公告において不落となった応札業者に対し、解体工事の先行発注の可否も含めて不落随契協議を行ったが、契約には至らなかった。病院という特殊な用途から病院内の調整等が非常に難しく、再々公告の期間を考えると工期が間に合わないと判断した。そこで、従前から本学で工事实績があり、病院内の調整が短期で行える業者ということで3者を選定した。
当初の入札の状況をご説明いただきたい。	当初の入札時は、競争参加資格有りの業者が3者あり、開札時は全て辞退という結果であった。再公告時は、競争参加資格有り業者は1者あり、不落であった。随意契約協議を行ったが辞退となったため、オープン時期を考慮し撤去工事のみを先行して発注することにした。
工期が限られている中で、随意契約ではなく、3者を選定しての指名競争入札を選択したことについて、どう検討されたのか。	今回指名した業者は、本学の病院等の工事实績もあり、工事成績期評定の点数も高かったため選定した。1者随意契約より競争性を持たせると共に少しでも公平性をもった入札にするため、3者を選定して指名競争入札とした。
一般競争入札で行うことはできなかったのか。	一般競争入札を行うには、工期が間に合わないと判断した。再々公告すると一般競争入札に30日間かかるが、指名競争入札であれば10日間に短縮できる。
分離した内装工事は一般競争入札で行っているのか。	内装工事は再公告を行い、再公告時に不落であった応札業者が落札した。
再公告時には解体工事と内装工事を一括で行えないため辞退した応札業者が、再々公告時に内装工事のみであれば施工可能であるというのはなぜか。	内装工事はMRIやCTのシールド工事がメインとなっており、落札業者はシールド工事が得意な業者であるため、解体工事のみではメリットがないことである。再公告時は解体工事を一体で発注していたが下請業者に依頼することになるため、解体工事業者の工事費が高かったと思われる。再々公告では、解体工事が別途発注となったことで、工事費が下がり施工可能になったと思われる。
解体専門の業者に直接発注した方が早かったのではないか。	病院という特殊な事情もあり院内調整等が必要となるため、解体業者のみでは困難と判断した。院内調整を短期で良好に行える業者として、本学で院内調整の実績がある業者を選定し下請けに解体業者を入れる体制とした。
再々公告時に、内装工事の仕様は変更したのか。	仕様は変更していないが、参加条件の緩和は行った。

意見・質問	回答
<b>2) 一般競争入札方式（最低価格落札方式）</b> <b>【東京海洋大学（館山）実験研究棟受変電設備更新等工事】</b>	
仕様書を読み間違えて入札したけれども指名停止を恐れて引き受けたのではないかとのことだが、間違えて入札した金額に対しての低入札価格調査は意味がないのではないかと。	低入札価格調査については、その価格で入札した理由、経営状況、手持ち工事の状況の他に、施工場所が千葉県南端という地域性（応札業者僅少）、本学との取引実績（信頼性）も勘案し、総合的に判断した。
落札業者とは今後も取引があると思うが、今後の工事で予定価格を高く設定して回収するといったようなことは無いと思うが、そう思われぬように注意していただきたい。	承知した。
低入札価格調査の結果、任せられないと判断した場合も指名停止になるのか。	入札妨害に当たる場合には指名停止になる。
<b>3) 一般競争入札（総合評価落札方式（実績評価型））</b> <b>【お茶の水女子大学文教育学部1号館（Ⅱ期）改修機械設備工事】</b>	
機械設備工事の改修工事で総合評価落札方式を採用した経緯、理由、必要性について補足いただきたい。	本学では1000万円以上の工事に総合評価落札方式を採用している。
お茶の水女子大学は金額基準で総合評価落札方式を採用しているとのことだが、他大学はいかがか。	東京海洋大学) 1億円以上で採用。 東京医科歯科大学) 1億円以上で採用。 横浜国立大学) 同様に金額で設定している。
他大学よりも比較的小さい規模の工事で総合評価落札方式を採用されているが、そのあたりの必要性について検討し金額を引き上げるなりすれば、事務作業の省力化につながると思う。	検討する。
<b>4) 一般競争入札方式（最低価格落札方式）</b> <b>【横浜国立大学（常盤台）基幹整備（屋内消火栓設備配管）改修工事】</b>	
7月から（早期に）公告を行っているのに1者というのは、非常に難しい工事なのか。会社数が少ないのか。	問い合わせがあった会社はあったが、参加しなかった理由について確認したところ、キャンパス全体にわたる内容で規模が大きいため手を出したくないとのことであった。
改善するとしたら、地域を広げるくらいか。	あとは、公告から参加の申し込みまでの期間を長く設定することも検討したい。
入札調書の見方について、第3回見積金額というのはどういう意味か。	随意契約協議の結果を記載している。
審議対象工事説明資料の入札状況の欄には、「入札を2回実施し、第1回見積により落札」とあるが。	応札業者に再度見積もりを提出いただいて、予定価格を下回ったことで落札としている。 入札調書との記載が食い違っているが、意図としては同じ内容になる。正しくは第1回見積である。
当初は一般競争入札で行ったが、最終的には不落随契なので、随意契約という分類にした方がわかりやすいと思う。 他大学がどのようにやられているのかもあるが、そのあたりの分類について検討いただいた方がよいかと思う。	検討する。
<b>5) 一般競争入札方式（最低価格落札方式）</b> <b>【東京医科歯科大学（湯島）D棟基幹・環境整備設計業務】</b>	
一回プロポーザルで公募をかけたのか。	一回公募したが、業者がこなかった。
<b>6) 簡易公募型プロポーザル方式（拡大）</b> <b>【横浜国立大学（常盤台）船舶海洋工学棟改修設備設計業務】</b>	
特になし。	特になし。

意見・質問	回 答
<b>議事 3. その他</b>	
<b>①再苦情処理会議への申立状況</b>	
(事務担当より説明)  ・特になし	・特になし
<b>委員講評</b>  契約自体は適正に執行されていると判断した。 最近の経済情勢もあり、不調や不落により、業者との契約業務も苦勞されていると思うが、業務の停滞につながらないように行っていただきたい。	
<b>その他</b>  <b>東京医科歯科大学と東京工業大学の統合について</b>	
(東京医科歯科大学より説明) 10月1日で東京工業大学と統合して東京科学大学になるため、本5大学入札監視委員会からは今月いっぱいまで抜け、来年の4月に東京科学大学と千葉大学を含めた6大学入札監視委員会となる予	・特になし